

発議案第2号

白井市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

上記発議案を別紙のとおり、白井市議会会議規則第14条第1項
の規定により提出します。

令和5年10月11日提出

白井市議会議長 岩田 典之 様

提出者	白井市議会議員	田中	和人
賛成者	白井市議会議員	秋谷	公臣
	〃	石井	恵子
		広沢	修司
	〃	平田	新子
	〃	石原	淑行
	〃	久保田	江美
	〃	石田	里美
	〃	武藤	美砂子

提案理由

本案は、長期間据え置かれている、市議会議員の議員報酬を白井市特別職報酬等審議会の答申を参考に引き上げるため提案するものです。

白井市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

白井市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
32年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「390,000円」を「440,000円」に、
「320,000円」を「370,000円」に、「310,000
円」を「360,000円」に、「300,000円」を
「350,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

発議案第2号

○白井市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年条例第4号）新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
(議員報酬)	(議員報酬)
第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。	第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。
議長 月額 <u>440,000円</u>	議長 月額 <u>390,000円</u>
副議長 月額 <u>370,000円</u>	副議長 月額 <u>320,000円</u>
常任委員長 月額 <u>360,000円</u>	常任委員長 月額 <u>310,000円</u>
議会運営委員長 月額 <u>360,000円</u>	議会運営委員長 月額 <u>310,000円</u>
議員 月額 <u>350,000円</u>	議員 月額 <u>300,000円</u>
(略)	(略)